

奈良県児童虐待防止アクションプラン(平成23年度)の実施状況について

児童虐待防止の4つのポイント(①未然防止 ②早期対応 ③発生後の対応 ④体制整備)ごとに、県・市町村における23年度の特徴的な取組と指標を抜粋しました。

①未然防止

○健診未受診児への対応

- ・ 乳幼児健診未受診児へのアプローチについて、保健所による市町村へのヒアリング、未受診児への対応方法に関する市町村への調査項目を追加《県の市町村支援》
- ・ 健診未受診児には直接子どもに会って確認(現認)のうえ、必要に応じて支援へつなぐことの重要性を認識《市町村》

評価指標

乳幼児健診未受診児(3~5か月)の現認率 H22 36.1% → H23 88.7%

乳幼児健診において、「健診を受けない」「訪問を拒否する」「連絡が取れない」などのケースほど、ハイリスクが想定されることから、保健師等の専門職が直接子どもに会って確認(現認)し、リスクの把握と必要に応じた支援へつなぐことへの市町村の認識が高まりました。

○医療機関と母子保健の連携強化

- ・ 「産科医療機関との妊娠期からの連携」について、ハイリスク母子に対する各関係機関の関わりについて検討《県の市町村支援》

母子保健領域ネットワーク参画市町村数 H22 未実施 → H23 11市町村

妊娠期からのリスクを把握し、必要な支援につなげていくための、産科医療機関と市町村の連携体制の強化事業が実施されました(桜井保健所管内全ての市町村・奈良市)

○乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の効果的実施

- ・ 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問事業研修会の開催《県の市町村支援》
- ・ 研修教材の開発作成《県の市町村支援》

乳児家庭全戸訪問事業 H22 28市町村 → H23 35市町村
 養育支援訪問事業 H22 21市町村 → H23 26市町村

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業では、県独自の教材開発及び研修開催を通じて、実施市町村数は両事業ともに増加しました。今後は、各市町村の課題(訪問率の向上、要支援家庭への継続訪問等)の解消に向けた取組が求められます。

②早期対応

○児童虐待防止への啓発

- ・ オレンジリボンキャンペーンの実施《市町村》
- ・ 市町村が実施する啓発への補助《県の市町村支援》
- ・ 公共交通機関、マスメディアを活用した啓発広報《県》

評価指標

県への児童虐待通告における最重度（生命の危険がおびやかされる等）、重度（医療を必要とする外傷等）の割合 H22 4.9% → H23 2.8%

23年度は、啓発対象や媒体を拡大し、児童虐待防止に関連する様々な啓発を行いました。結果として、近隣知人といった住民からの相談件数が増加しています。(H22 :190→H23 :278 件)

また、通報への意識の高まりによる連絡や相談が、虐待の早期発見、早期対応につながることから、通告時における虐待の重症化を防ぐ効果も期待されます。

③発生後の対応

○虐待を受けた児童等へのケア体制

- ・ 児童のケアに関わる職員の配置《県》
- ・ 中央こども家庭相談センター整備計画《県》

心理職員配置による精華学院での心理療法（面接）回数 H22 未実施 → H23 未実施

23年度は、県中央こども家庭相談センター整備の基本・実施設計を行うと共に、同センターの精神科医、心理担当職員、学習指導員の配置等、一時保護児童へのケアの充実を図りました。

精華学院の心理職員は24年度に配置し、児童への心理療法を実施しています。

④体制整備

○専門職員の適正配置

- ・ こども家庭相談センター専門職員の増員《県》

評価指標

児童虐待対応職員1人当たりの対応件数 H22 99.1件 → H23 104.3件

こども家庭相談センターの体制整備として、専門職員を増員しました(児童虐待対応専従班2名、心理担当職員1名)。23年度は県受付分の虐待相談件数が大幅に増加しており(H22 :728→H23 :972件)、児童虐待対応職員1人当たりの対応件数においても増加する結果となりました。

☆児童虐待防止アクションプラン 平成23年度の実施結果（22年度との比較）

児童虐待対応の4つのポイントにおける評価指標 → 4項目中 3項目 向上

アウトカム又はアウトプット指標 → 24項目中 20項目 向上